

令和8年度

業大会

晴嵐学区

防犯推進協議会 総会

ちの会

出張

車



晴嵐広報パトロール車

(案) 車手 8 車

出張

ちの会

の会

日時 令和8年5月21日(木) 19:00~

場所 晴嵐市民センター 2F 第3会議室

総会次第

1.開会のことば

2.会長あいさつ

3.議長選出

4.議事

(1)令和7年度事業報告について

(2)令和7年度会計決算報告について

(3)令和8年度役員を選出について

(4)令和8年度事業計画(案)について

(5)令和8年度会計予算(案)について

5.議長解任

6.新会長あいさつ

7.閉会のことば

【第1号議案】

令和7年度事業報告

長期・年間を通しての活動

1. 「せいらん地域安全の日」の制定と活動

〔主旨〕

本会は、学区民の防犯・防災意識の高揚を図り、関係機関・団体等との協調のもとに、安心して安全な地域社会の実現を目指して自主安全活動に取り組んでいる。

滋賀県が制定している毎月20日の「地域安全の日」及び滋賀県警察本部が指定している毎月1日、20日の「子どもを守る活動強化日」、また9月1日の「防災の日」を踏まえ、毎月1日、20日を晴嵐学区独自の重点活動推進日として制定する。

〔毎月1日、20日の主な活動〕

- (1) 「せいらん地域安全の日」のぼり旗を学区内全域に掲揚
- (2) 関連備品、資材等の点検、その他関連備品、資材等の点検、その他

2. 広報誌「せいらん地域安全ニュース」の発行

毎月、石山駅前交番、南消防署の協力により、防犯・防災・防火意識の高揚を図るさまざまな情報を提供(全戸配布)

3. 青色防犯パトロール

〔内容〕学区広報車に青色回転灯を点灯し、安全を呼びかけるテープを拡声器で流しながら学区内を巡回。

〔実施日〕年間スケジュールに従い実施。その他随時実施

〔参加者〕各種団体

◇ 個人車両による青色パトロール

滋賀県警察の許可を得て、4名の自家用車に青色回転灯を取り付け各自活動

4. 小中学生の登下校時安全見守り活動

- ◇ スクールガードによる見守り(晴嵐小学校へ登録・ベスト、帽子の提供)
- ◇ 子ども110番のおうちと整備、点検(大津警察署・子ども安全リーダーの管理)

5. 学区内各校園との連携

- ◇ 活動への参加、情報交換

6. 学区内に設置した防犯カメラ4台の維持管理

晴嵐学区防犯推進協議会事業報告

令和7年度

日 時	事 業 内 容	備 考
4月18日	会計監査	市民センター
5月21日	晴嵐学区防犯推進協議会総会	市民センター
6月5日	青色防犯パトロール講習会 実施者証取得者 新規7名・総数57名 大津警察署員の指導	市民センター
6月14日	自転車盗難防止啓発活動 石山駅前交番合同活動 A班9名	石山駅北口
7月18日	防犯・交通安全啓発活動 青パト出動 主催:大津警察署	JR石山駅上広場
7月19日	石山商店街夜市パトロール 61名	石山商店街
7月26日	地域安全連絡所代表者・地域安全委員	
8月2日	少年補導員・子ども安全リーダー・各種団体会員	
7月22～ 30日	愛の呼びかけ夏期街頭補導 主催:学区民会議・少年補導委員会	学区内
8月25日	地域安全連絡所代表者・地域安全委員 委嘱交付式・研修会 大津市自治協働課・大津警察署員の講話	市民センター
11月1～30日	ふれあいミニギャラリー 活動展示	市民センター
11月8日 ～30日 土・日・祝日	初発型非行防止・秋季街頭補導 主催:学区民会議・少年補導委員会	学区内
11月22日	自転車盗難防止啓発活動 石山駅前交番合同活動 B班5名	石山駅北口
1月10日	110番の日 啓発活動 主催:石山駅前交番	JR石山駅
3月20日	自転車盗難防止啓発活動 石山駅前交番合同活動 C班11名	石山駅北口

令和7年度晴嵐学区防犯推進協議会一般会計収支決算報告書

収入の部

(単位:円)

科目	予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘要
分担金	80,560	80,540	▲ 20	自治会分担金(@20円X 4,027世帯)
補助金	140,000	140,000	0	安全なまちづくり事業補助金 地域安全活動助成金
負担金	230,000	230,000	0	青パト広報車維持管理費負担金(18団体)
雑収入	200	219	19	預金利息他
繰越金	26,444	26,444	0	関西みらい銀行普通預金
計	477,204	477,203	▲ 1	

支出の部

(単位:円)

科目	予算額(A)	決算額(B)	増減額(A-B)	摘要	
会議費	10,000	3,186	6,814	総会、理事会、役員会等	
事業費	地域安全活動推進費	35,000	37,842	▲ 2,842	青パト広報車維持費(燃料:3回、タイヤ交換:2回) 私有車援助費(@1,000円x4名) 夜市パトロールお茶、自転車盗難防止診断活動経費
	啓発物品購入費	60,000	53,130	6,870	自転車反射パネル11枚 帽子30個 幟旗24枚
	防犯機器整備費	40,000	37,533	2,467	防犯カメラ電気代、メンテナンス代
	広報啓発活動費	75,000	78,599	▲ 3,599	地域安全ニュース発行費
	研修会等開催費	11,000	7,257	3,743	委嘱状交付式、 青パト講習会
分担金	5,000	5,000	0	まち協会費	
保険料	70,000	74,590	▲ 4,590	活動傷害保険(@305円X32名+@280円x4名) 自動車任意保険	
検査・修繕料	100,000	141,924	▲ 41,924	車検費用 ホイールキャップ、パワーウィンド修理代	
事務費	10,000	3,150	6,850	事務用消耗品、振込手数料等	
積立金	40,000	15,000	25,000	青パト広報車特別会計積立 防犯カメラ積立金	
予備費	21,204	0	21,204		
計	477,204	457,211	19,993		

【収入計】 【支出計】 【残金】

477,203円 - 457,211円 = 19,992円、 19,992円(関西みらい銀行普通預金)は、次年度に繰り越します

特別会計(青パト広報車、防犯カメラ積立金)決算報告書

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減額	摘要	
青パト 広報車	繰越金	905,859	905,859	0	関西みらい銀行普通預金(積立金)
	積立額	30,000	10,000	▲ 20,000	一般会計より
	預金利息	500	1,964	1,464	
計	936,359	917,823	▲ 18,536		
防カ メ 犯ラ	繰越金	270,000	270,000	0	関西みらい銀行普通預金(積立金)
	積立額	10,000	5,000	▲ 5,000	一般会計より
	計	280,000	275,000	▲ 5,000	
合計	1,216,359	1,192,823	▲ 23,536		

令和 8年3月31日

会 長 赤 坂 茂 樹

会 計 奥 村 美 貴 子

令和7年度晴嵐学区防犯推進協議会の会計簿、証拠書類、その他関係書類について監査した結果、適正に処理されていたことを認めます。

令和 8年4月15日

監 事 高 橋 和 雄
監 事 田 中 知 久

【第3号議案】

令和8年度役員を選出について(案)

会則第7条に会長及び監事は総会において選出する。とある。

下記3名の選出をお願いする。

会長 赤坂茂樹（現会長）

監事 高橋和雄（自治連合会 副会長）

監事 田中知久（子ども安全リーダー）

晴嵐学区防犯推進協議会 構成員

【地域安全部】

地域安全連絡所代表者 地域安全委員 各自治会長 他

【巡回啓発部】

青少年育成学区民会議・青少年育成指導者連絡協議会・社会福祉協議会・体育協会
人権生涯学習推進協議会・民生委員・児童委員協議会・交通安全協会晴嵐支部
少年補導(委)員会・子ども安全リーダー連絡協議会
石山高校・粟津中学校・北大路中学校及びPTA・晴嵐小学校及びPTA
晴嵐幼稚園及びPTA・清和幼稚園及び保護者会・晴嵐保育園及びPTA・大津あいあい保育園
及び父母の会・つばさ保育園および保護者会・石山くじら保育園 他

【暴力排除部】

地域安全連絡所代表者・各自治会長・石山商店街振興組合・平和堂石山・東レ(株)滋賀事業場
日本電気硝子(株)・日本精工(株)大津工場・日本黒鉛工業(株)
滋賀銀行石山支店・関西みらい銀行石山支店・京都銀行石山支店・京都信用金庫石山支店
京都中央信用金庫石山支店・福井銀行大津店・石山駅前郵便局・大津栄町郵便局 他

活動テーマ

みんなで築く安心の わ!!

学区の関係団体と連携をとり、輪になって取り組むことにより、その輪が大きな和となり、地域の安心安全なまちづくりにつながることを推進します。

【自助:自分の安全は自分で守る】【共助:隣近所で声掛け】【公助:行政、警察】の重要性を認識し、住民一人一人がそれぞれの立場で参加しましょう!

【地域安全部】

1. 委嘱状交付式・研修会の開催(大津警察署・石山駅前交番)
2. 地域安全ニュースの発行(毎月1回・全戸配布 石山駅前交番・南消防署)
3. 街頭啓発活動(石山駅上広場等)
4. 啓発資料・啓発物品の配布

【巡回啓発部】

1. 晴嵐広報パトロール車の維持管理
2. 安全見守り活動
 - (1) 安全強化日(毎月1日・20日)
 - (2) 広報車による青色防犯パトロール
 - (3) 個人車両による青色防犯パトロール
 - (4) 石山商店街夜市パトロール
 - (5) 夏期街頭補導(学区民会議・少年補導委員会・子ども安全リーダー)
 - (6) 万引き防止初発型非行防止巡回補導(学区民会議・少年補導委員会・子ども安全リーダー)
 - (7) スクールガードによる見守り活動(主催:晴嵐小学校)
3. 防犯診断活動
 - (1) 啓発看板の点検
 - (2) 通学路その他危険個所の点検
 - (3) 自転車盗難防止啓発活動(石山駅前交番合同活動)
 - (4) 「こども110番のおうち」コーンの点検整備(子ども安全リーダー)
4. 地域安全ニュースの発行
5. 防犯機器(防犯カメラ4台)の維持管理

【暴力排除部】

1. 地域安全ニュースの発行
2. 事業所・店舗等との連携
3. 啓発資料・啓発物品等の配布

令和8年度晴嵐学区防犯推進協議会一般会計予算(案)

収入の部

(単位:円)

科 目	前年度		今年度 予算額	増減額	摘 要
	予算額	決算額			
分 担 金	80,560	80,540	78,000	▲ 2,560	自治会分担金(@20円X3,900世帯)
補 助 金	140,000	140,000	140,000	0	安全なまちづくり事業補助金 地域安全活動助成金
負 担 金	230,000	230,000	230,000	0	青パト広報車維持管理費負担金(18団体)
雑 収 入	200	219	200	0	預金利息等
繰 越 金	26,444	26,444	19,992	▲ 6,452	関西みらい銀行普通預金
計	477,204	477,203	468,192	▲ 9,012	

支出の部

(単位:円)

科 目	前年度		今年度 予算額	増減額	摘 要	
	予算額	決算額				
会 議 費	10,000	3,186	10,000	0	総会、理事会、役員会等	
事 業 費	地域安全活動推 進費	35,000	37,842	40,000	5,000	青パト広報車維持費(燃料、タイヤ交換等) 私有車援助費(1,000円x4名) その他経費(夜市パトロール、自転車診断等)
	啓発物品購入費	60,000	53,130	60,000	0	自転車反射パネル 帽子 ベスト 幟旗
	防犯機器整備推 進費	40,000	37,533	50,000	10,000	防犯カメラ電気代 防犯カメラメンテナンス代
	広報啓発活動費	75,000	78,599	80,000	5,000	地域安全ニュース発行費(12ヵ月)
	研修会等開催費	11,000	7,257	10,000	▲ 1,000	委嘱状交付式他 青パト講習会
分 担 金	5,000	5,000	5,000	0	コミュニティ会費	
保 険 料	70,000	74,590	80,000	10,000	活動傷害保険 自動車任意保険	
検 査・修 繕 料	100,000	141,924	70,000	▲ 30,000	青パト車整備費	
事 務 費	10,000	3,150	10,000	0	事務用消耗品、振込手数料、登録費等	
積 立 金	40,000	15,000	40,000	0	青パト広報車特別会計積立 防犯カメラ積立金	
予 備 費	21,204	0	13,192	▲ 8,012		
計	477,204	457,211	468,192	▲ 9,012		

〔 晴嵐広報パトロール車管理要項 〕

保有車両	○登録番号	滋賀580 た 3386
	○車名・車種	スズキ・軽自動車常用
	○排気量	0.65 ℓ
	○車台番号	MH22S-426408
	○登録日	<u>平成20年8月28日</u>

1. この車両は晴嵐広報パトロール車(以下「広報パト車」という)と称し、地域の安全、交通安全の啓発を主たる目的として活用する。
2. 広報パト車の総括管理責任者は、晴嵐学区自治連合会長とする。
3. 広報パト車の運行・維持管理者は、晴嵐学区防犯推進協議会とする。
4. 広報パト車の使用は年間計画に位置付けられた継続的なパトロール活動を優先使用するものとする。その他、公共的活動に使用する場合は、一週間前までに運行・維持管理者に届け出なければならない。但し、緊急を要する場合又は学区事業用務に必要な場合は、この限りではない。
5. 広報パト車の使用を申し込む場合は、必ず使用日時、目的、団体名、運転予定者の氏名を晴嵐市民センター内に備付けの『広報パト車貸出簿』に明記するものとする。
なお、広報パト車は21歳以上の者でなければ運転できない。
6. 広報パト車の使用にあたっては、『広報パト車貸出簿』に団体名、氏名等必要事項を記入の上、鍵を借りること。
7. 青色防犯パトロールを実施する場合は、必ずパトロール実施者証を所持した者が運転、又は同乗しなければならない。また、パトロール実施注意事項を遵守すること。
8. 広報パト車の使用後は、車内に備付けの『運転日誌』に運転者・同乗者の氏名、目的、走行コースを記入し、速やかに鍵を返納するものとする。
9. 広報パト車を運転中に事故を起こした場合は、誠実に対処するものとし、速やかに警察署に届けるとともに、状況によっては救急車の出動を要請することとする。また、必ず運行・維持管理者に報告しなければならない。
10. 示談交渉において、任意自動車保険の契約範囲、補償限度額(対人・対物等)を超える補償が必要となった場合、運転者・同乗者にも責任を負ってもらう場合があるので十分安全運転に心掛けること。
11. 広報パト車の維持管理費は、趣旨に賛同する各団体の協賛金により賄うものとする。
なお、その他の団体が使用する場合は、応分の負担を求める。
12. その他、必要な事項はその都度、役員会に諮り決定する。

付則 1. この要項は、平成14年4月26日から施行する。

2. 平成19年7月26日 一部改正

3. 平成20年10月3日 一部改正

晴嵐学区防犯推進協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、晴嵐学区防犯推進協議会（以下、「本会」という）と称し、事務局を晴嵐市民センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、住民生活に危害を及ぼす犯罪、事故及びあらゆる暴力を未然に防止するため、学区内の自主安全活動に努め、もって安全安心のまちづくりを推進することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、学区自治連合会長、自治会長、地域安全連絡所代表者、地域安全委員及び関係機関、団体、事業所並びに本会の目的に賛同する個人をもって構成する。

2. 各専門部の構成は、別表のとおりとする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)警察及び大津市等関係機関、団体と連絡調整及び情報交換に関すること。

(2)地域安全パトロール、防犯診断等の計画、実施に関すること。

(3)防犯意識及び暴力団排除意識の高揚のための広報、啓発学習活動の実施に関すること。

(4)晴嵐広報パトロール車の維持管理及び運行に関すること。

(5)その他、自主安全活動に必要な活動に関すること。

(専門部)

第5条 本会の事業を円滑に運営するため、次の専門部を置く。

①地域安全部 ②巡回啓発部 ③暴力排除部

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1名 会 計 1名

副会長 若干名 事務局長 1名

理 事 若干名 事務局次長 1名

部 長 各1名 監 事 2名

副部長 各部若干名

(役員を選出)

第7条 会長及び監事は総会において選出する。

2. 副会長、理事、会計、事務局長、事務局次長並びに副部長は会長が委嘱する。

3. 副会長は会長が指名する専門部長を兼務する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1)会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。

(3)理事は、本会の運営に必要な諸事項を審議する。

- (4)会計は、本会の会計事務を担当する。
- (5)事務局長は、本会の事務を担当する。
- (6)事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その任務を代行する。
- (7)部長は、担当の専門部を総括する。
- (8)副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その任務を代行する。
- (9)監事は本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参与)

第10条 本会に参与を置くことができる。

2. 参与は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
3. 参与は、本会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第11条 会議は、総会、理事会、役員会、および専門部会議とし、会長がこれを招集する。

2. 総会は、毎年1回開催するものとし、必要があるときは、臨時総会を開催することができる。
3. 理事会は、監事を除く役員をもって構成し、会議は必要に応じて開催するものとする。
4. 役員会は、理事及び監事を除く役員で構成し、必要に応じて開催するものとする。
5. 専門部会は、各部が必要に応じて開催するものとする。

(議決)

第12条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数の時は議長の決するところによる。

(会計)

第13条 本会の経費は、分担金、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(委任)

第14条 本会則の定めのない事項については、必要あるときは、会長が理事会に諮り、決定することができる。

- 付則
1. 晴嵐学区防犯対策推進協議会会則、晴嵐学区地域安全連絡会会則、及び暴力排除推進協議会晴嵐支部会則は、平成19年6月22日付けをもって廃止する。
 2. この会則は、平成19年6月22日から施行する。
 3. 第5条に規定された専門部のうち「地域安全部」は「晴嵐学区地域安全連絡会」、「巡回啓発部」は「晴嵐学区防犯対策推進協議会」、「暴力排除部」は「暴力排除推進協議会晴嵐支部」にそれぞれ名称の読み替えをすることができる。
 4. この会則は、平成23年5月23日一部改正し施行する。

毎月1日・20日

せいらん地域安全の日

晴嵐学区住民の防犯・防災意識の高揚を図り、安心して安全な地域社会の実現を目指して取り組んでいる自主安全活動を、更に効果的に推進するため、晴嵐学区では独自に重点活動推進日として毎月1日・20日を「せいらん地域安全の日」と定めています。

特に、毎月1日は主に防災について、20日は防犯について関係者だけでなく、学区民みんながそれぞれ各家庭や自治会等で我が身、わが家族、わが町の安全を守るために考え、話し合い、行動する日です。

家族で、隣近所で、町内で

話題にし、話し合ってください!!

主唱団体 晴嵐学区防犯推進協議会 晴嵐学区自主防災会